

府中町障害福祉サービス事業者公募型プロポーザル
募集要領

令和8年2月

府中町

1 公募の趣旨

本町では、令和6年3月に府中町第4次障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画を策定し、「障害のある人もない人も、互いの個性を尊重し、支え合い、共に生きる」を基本理念として、障がいのある人が自立し、地域で安心して生活するために必要な各種施策を展開しています。

このたび、マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター（以下「府中町ふれあい福祉センター」という。）3階において、障害福祉サービス（生活介護）の提供を行うため、民間活力の導入を図ることとします。

本公募は、自ら障害福祉サービスに必要な改修・運営する事業者を募集し、プロポーザル方式により選定するものです。

2 事業内容

本事業は、町が事業者に「4 貸付場所」に定める施設運営場所を、事業者が自ら障害福祉サービス運営場所を改修し、運営するものです。

3 貸付場所

- (1) 対象施設 府中町ふれあい福祉センター
- (2) 所在地 広島県安芸郡府中町浜田本町5番 25号
- (3) 構造・階数 鉄筋コンクリート造・地上5階建て
- (4) 竣工年度 平成9年度
- (5) 運営場所 3階フロア
- (6) 延床面積 567.92 m²

※その他詳細については、本要領「13 貸付場所の概要」、「別紙1 施設概要書」、「別紙2 平面図」を参照してください。

4 貸付条件等

(1)貸付期間 10年

①貸付の開始日は、町と事業者で協議し、決定します。

②貸付期間には、運営場所の改修に要する期間を含むものとします。

(2)貸付料(年額)

年額 4,122,948 円(月額 343,579 円)(見込)

※上記使用料は、事業運営に必要な使用面積を想定して算出しています。

※事業運営に必要な使用面積により使用料は変動します。

(3)貸付契約

施設使用賃貸借契約を締結します。

5 募集する障害福祉サービス事業

(1)必須事業

生活介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第7項に規定する事業をいう。)

定員:20人以上

(2)任意事業項目

上記(1)必須事業に関連した事業、もしくは、法又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する事業(共同生活援助(グループホーム)は除く。)(以下「町の福祉施策に資する事業」という。)とし、評価点に含むものとします。

(3)開設時期

令和8年12月1日開設とする。

ただし、やむをえない事由が発生した場合は、別途協議します。

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

(1)法人であること。

(2)応募時において、法に基づく指定障害福祉サービス事業又は指定介護保険サービス事

業を実施していること。

(3)過去3年以内において法人運営に基づく赤字がないこと。

(4)過去に障害者総合支援法第50条又は介護保険法第77条に規定する指定の取消し等の処分を受けたことがないこと。

(5)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。

(6)府中町暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条第3号に規定する暴力団員でない者

(7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(8)国税及び地方税に滞納がないこと。

(9)広島県内に事業所(本社、支社又は営業所等)を有すること。

7 貸付場所改修及び運営及びに関する要件

(1)貸付場所改修の要件

①利用者の利便性を考慮した貸付場所内の浴室、特殊浴槽、トイレ及びその他諸室の改修を行うものとします。

②町は改修内容を確認し、改修に係る費用の一部を負担します。

町の負担は、使用料の減免措置により行う予定です。

(2)事業所運営の要件

①事業者の選定後、提案された事業を確実に実施していただくために、町と事業所運営等に関する事項を協議のうえ基本協定を締結していただきます。

②必須事業と、任意事業のうち法又は児童福祉法に規定する事業については、同法規定に基づき、広島県から事業所指定を受けてください。

8 スケジュール

内 容	期 日 等
公募期間(町ホームページにて公募)	令和8年2月5日(木)から 令和8年3月10日(火)まで
現地見学会の参加申込受付期間	令和8年2月5日(木)から 令和8年2月10日(火)まで
現地見学会	令和8年2月17日(火) 令和8年2月18日(水)
質問票受付期間	令和8年2月24日(火)から 令和8年2月25日(水)午後5時まで
質問への回答	令和8年3月4日(水)
参加意向申出書等の提出期限	令和8年3月10日(火)午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和8年3月17日(火)
応募書類の提出期限	令和8年3月27日(金)午後5時まで
審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年4月中旬頃
結果発表(公表・通知)	令和8年5月中旬頃
基本協定書締結	令和8年5月下旬頃

9 現地見学会の開催

当該施設の概要等について、本プロポーザルへの参加を希望する事業者向けの現地見学会を実施します。

(1)申込受付期間

令和8年2月5日(木)から2月10日(火)まで午後5時まで

(2)提出物

「現地見学会申込書」(様式1号)に必要事項を記入し、電子メールにて提出してください。申込確認後、確認済みの返信をいたします。

なお、件名は「【障害福祉サービス事業者公募型プロポーザル】現地見学会参加申込(事業者名)」としてください。

(3)見学会開催日

令和8年2月17日(火)・18日(水)

(4)会場

マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター

※集合場所及び時間は、見学会参加者の方へ電子メールにより送信します。

(5)提出先

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

府中町 福祉保健部 福祉課 障害者福祉係

電話番号 082-286-3161

電子メールアドレス fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp

(6)図面データの配布

現地見学会に参加し、図面データの配布を希望する者は、次の事項を記載(様式任意)のうえ、電子メールで申請すること。

※電子メールを送信する際の件名は「【障害福祉サービス事業者公募型プロポーザル】図面 配布申請(事業者名)」としてください。

①記載事項

・住所、法人名及び代表者職氏名

・担当者の部署、氏名及び連絡先(電話番号、電子メールアドレス)

・図面データ配布を希望する旨記載

②申請期間

令和8年2月5日(木)から2月10日(火)まで午後5時まで

③提出先

府中町 福祉保健部 福祉課 障害者福祉係

電子メールアドレス fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp

④配布方法

担当者の電子メールアドレスに、図面データを PDF 形式にて随時送信します。

⑤その他

配布する図面データは、本プロポーザルのみの使用に限ります。

10 参加表明書の提出方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり、参加表明書等提出書類を提出し、参加資格の確認(以下「参加資格審査」という。)を受けてください。

(1)提出期限 令和8年3月10日(火)午後5時まで

(2)提出様式 「様式集」の「1 参加表明書等提出書類」を提出してください。

(3)提出方法 持参又は郵送によりまで提出してください。

※持参による場合は、提出期間内の開庁日午前8時30分から午後5

時(正午から午後1時を除く)までに提出してください。

※郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出してください。なお、郵送事故等については、当町はその責めを負いません。

(4)提出先

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

府中町 福祉保健部 福祉課 障害者福祉係

電話番号 082-286-3161

電子メールアドレス fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp

(5)参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、令和8年3月17日(火)までに、参加表明者宛に審査結果を電子メールにより通知します。

11 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、募集要領等に関する「質問書」(様式17号)に記入し、電子メールにより提出してください。

電話、郵送及び窓口訪問による質問は受け付けません。

なお、件名は「【障害福祉サービス事業者公募型プロポーザル】質問書(事業者名)」としてください。

(1)受付期間 令和8年2月24日(火)から令和8年2月25日(水)午後5時まで

(2)提出先

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

府中町 福祉保健部 福祉課 障害者福祉係

電話番号 082-286-3161

電子メールアドレス fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp

(3)回 答 令和8年3月4日(水)中に参加資格を有する全ての者に対して、電子メールにより回答します。

(4)その他 ・質問の回答に対する再質問は受け付けません。

・質問の回答は、本募集要領と一体のものとして、本募集要領と同等の有するものとします。

・審査事項に関する質問や他の事業者若しくはその提案内容に関する質問等、審査に支障をきたす恐れのある質問については一切応じません。

・受付期間終了後の質問は受け付けません。

12 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有する者は、企画提案書等の提出してください。

(1)提出部数 正本1部及び副本7部及びデータ1部

(2)提出期限 令和8年3月27日(金)午後5時まで

(3)提出方法 持参又は郵送によりまで提出してください。

※持参による場合は、提出期間内の開庁日午前8時30分から午後5時
(正午から午後1時を除く)までに提出してください。

※郵送による場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認が取れる方法による郵送で提出してください。なお、郵送事故等については、当町はその責めを負いません。

(4)提出先

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

府中町 福祉保健部 福祉課 障害者福祉係

電話番号 082-286-3161

電子メールアドレス fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp

(5)提出上の注意

・提出期限を過ぎてからの計画内容の変更等は受け付けません。

ただし、町が必要と判断した場合は、書類追加・補正等を求めることができます

(6)その他留意事項

①本プロポーザルに応募するために必要な一切の費用は、参加事業者の負担とします。

②本プロポーザルに提出された提出書類は返却しません。

③提出書類等の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、当町が公募の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。

④提出された企画提案書等について、府中町情報公開条例(平成10年府中町条例第16号)に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります
が、その者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合があります。

(7)辞退

本プロポーザルへの応募を辞退する場合は、辞退届(様式18号)を持参又は郵送により提出してください。

13 プрезентーション及び審査方法

(1)日時・会場

令和8年4月中旬

※ 実施日時及び会場 別途通知します。

(2)プレゼンテーションの留意事項

①プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とします。

②所要時間は1者につき30分以内とし、その後、10分程度のヒアリングを行います。
準備と片付けの時間は、概ね5分ずつとし、持ち時間には含みません。

③説明会場に入室できる人数は、3名以内とし本業務の企画、提案に係る責任者は必

ず出席してください。

④プレゼンテーションは企画提案書に基づき行ってください。企画提案書がない新たな提案や追加資料の配付は認めません。

⑤プレゼンテーションに当たり、スクリーン、プロジェクター及び HDMI ケーブルは当町が用意しますが、パソコン及びその他必要な機器等は事業者が準備してください。

(3)審査基準

評価項目	審査の観点	配点
法人の概要	<ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス等事業の実績・法人の運営理念及び基本方針・応募の動機や目的	10
事業所運営計画	<ul style="list-style-type: none">・事業スケジュール・資金・収支計画	30
改修計画	<ul style="list-style-type: none">・改修及び施設利用に関する提案・改修に係る費用	20
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者の特性に合わせた具体的なサービス内容・権利擁護に関する取組・苦情解決の仕組み	20
人員配置	<ul style="list-style-type: none">・人材の確保・資格・経験年数・組織体制・人材の育成計画・人事管理の体制・職員のスキルアップを図る取組	20
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none">・事故等発生時の対応や事前の対策等・災害発生時に備えた避難訓練の実施や利用者の安全確保体制について・個人情報保護に関する方針、取組	20
地域との交流・地域貢献	<ul style="list-style-type: none">・利用者と地域との交流・地域貢献を広げるための取組・利用者が地域へ出でやすい支援・地域に対して、事業所や利用者への理解を深めるような取組・地域の企業等との連携	20
任意事業	<ul style="list-style-type: none">・必須事業に関連した事業・町の福祉施策に資する事業(共同生活援助(グループホームは除く。))	30

(4)審査の方法

- ①企画提案書等の審査は、府中町障害福祉サービス事業者公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、「(2)審査基準」に基づき評価し、最高得点の者を候補事業者、次点の者を第2優先候補事業者として選定します。
- ②最高得点が同点となった場合は、選定委員会で協議し多数決により決定します。
- ③審査は、参加者が1者の場合であっても行います。
- ④合計点数が6割に満たない参加事業者は失格とします。

(5)審査結果通知

審査結果については、審査後、参加事業者全員に電子メールにより通知します。
なお、選定に対する一切の問い合わせ及び異議には応じないものとする。

(6)審査結果の公表

候補事業者名及び第2優先候補事業者は、府中町ホームページで公表します。

14 失格事項

- 次のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとします。
- ・参加資格要件を満たしていないことが発覚した場合
 - ・応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ・定められた提出期限内に応募書類の提出がない場合
 - ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ・地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合
 - ・本要領に違反又は逸脱した場合
 - ・プレゼンテーションに参加しなかった場合

15 事業実施場所の概要

(1) 施設全体

対象施設	マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター (府中町ふれあい福祉センター)
所在地	広島県安芸郡府中町浜田本町5番25号
敷地面積	施設全体敷地(建物敷地)面積 3692.72m ²
構造・階数	鉄筋コンクリート造・地上5階建て
竣工年度	平成9年度
駐車場	18台

(2) 対象の概要

障害福祉サービス運営場所の概要	階 数	3階フロアー
	延床面積	567.92m ²
	既存建物構成	デイサービス事業運営室、相談室、静養室、機能訓練器機等収納室、作業及び訓練室、脱衣室、浴室、生活介護訓練・作業室、厨房、トイレ(男女・身障者)、その他共用部
サービスの内容	生活介護 ※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する障害福祉サービス事業に 関すること。	
その他	・現在、事業休止(令和7年4月1日から令和8年3月31日)	

16 問い合わせ先

府中町 福祉保健部 福祉課 障害者福祉係

〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

担当者 山奥

電話番号 082-286-3161

E-Mail:fukushi@town.fuchu.hiroshima.jp

【別紙及び様式】

別紙1 施設概要書

別紙2 平面図

別紙3 企画提案書等様式集

様式第1号 「現地見学会申込書」

様式第2号 「参加表明書」

様式第3号 「委任状」

様式第4号 「法人概要調書」

様式第5号 「企画提案書提出書」

様式第6号 「法人の実績」

様式第7号 「法人の運営理念・応募の動機」

様式第8号 「事業スケジュール(工程表)」

様式第9号 「資金計画書」

様式第10号 「収支計画書」

様式第11号 「改修計画」

様式第12号 「運営方針」

様式第13号 「人員配置計画」

様式第14号 「危機管理体制」

様式第15号 「地域との交流・地域貢献」

様式第16号 「任意事業」